

デジタル技術を活用した会議の推進について

総務部 情報管理課
(20-2114)
行政管理課
(20-2276)

1 趣旨

第7次足利市行政改革大綱実施計画に基づく効率的な会議運営及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対面規制の見直しの一環として、デジタル技術を活用した会議を推進することとしましたので、その概要について報告するものです。

2 庁内LAN無線化による会議運営の効率化

(1) 庁内LAN無線化整備事業

本市では、新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、職員が場所を選ばずに業務が遂行できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「庁内LAN無線化整備事業」を実施し、令和3（2021）年3月末日までに完了する予定です。

当該事業により庁内ネットワークの無線化が実現し、足利市役所本庁舎、別館、教育庁舎及び新消防庁舎の事務室及び会議室において、パソコン又はタブレット端末を使用した会議が可能となります。

(2) 会議資料のペーパーレス化

庁内LANの無線化により、市職員で構成する会議は、パソコン又はタブレット端末の使用を前提とした会議運営を行います。また、会議資料は、事前にメール等で送信するなど、ペーパーレス化を推進し、紙資料の削減に努めます。

(3) タブレット端末の貸出し

庁議メンバー等にはタブレット端末を常時貸与し、その他の職員には必要に応じて貸出しを行います。

- ・貸出用タブレット端末 50台

3 会議における対面規制の見直し

(1) WEB会議システムの運用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、可能な限り、人と人との接触を減少させる必要があることから、国は、行政手続における対面規制の見直しを求めています。本市では、会議開催による感染リスクの低減や、テレワークの推進、移動時間の短縮、交通費の削減等の効果も期待できることから、有料アカウントによる「WEB会議システム」を導入し、令和2（2020）年8月から運用を開始しています。なお、同月から令和3（2021）年1月末までの有料アカウント利用回数は、130回です。

(2) WEB会議用の大型モニターの活用

WEB会議システムを導入するに当たり、移動可能な大型モニター7台を情報管理課事務室や市役所の会議室に配置し、国、県等とのWEB会議、他市や出先機関との職員との会議等に活用しています。

4 スケジュール

令和3（2021）年4月 庁内LAN無線化の運用開始

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
情報管理課	課長	小島 智	主査	三田 卓	0284- 20-2114